

# 燃料価格等高騰に伴う 運送事業者支援事業費補助金

市内で貨物自動車運送事業を営む中小事業者・個人事業主に補助金を支給します

## 対 象

市内に営業拠点を有する運送事業者で以下のいずれにも該当する方が対象です

1. 一般貨物自動車運送事業、特定貨物運送事業、貨物軽自動車運送事業を営む者
2. 中小企業又は個人
3. 市税の滞納がない者
4. 暴力団員等又は暴力団等ではない者

## 補 助 金 の 額

市内事業所等で管理する貨物運送用自動車1台につき3万円

※小型自動車や軽自動車は1台につき2万円

※1事業者あたりの補助上限額は100万円

※リース車両は車検証上の使用者が申請者(企業)の場合は補助対象としてカウントいただけます。

※自動車検査証記録事項の「使用の本拠の位置」が市内の車両が対象です。

※用途が貨物以外の車両は、対象になりません。ただし、用途が「特種」の場合は、事業内容により補助対象とします。

## 申 請 方 法

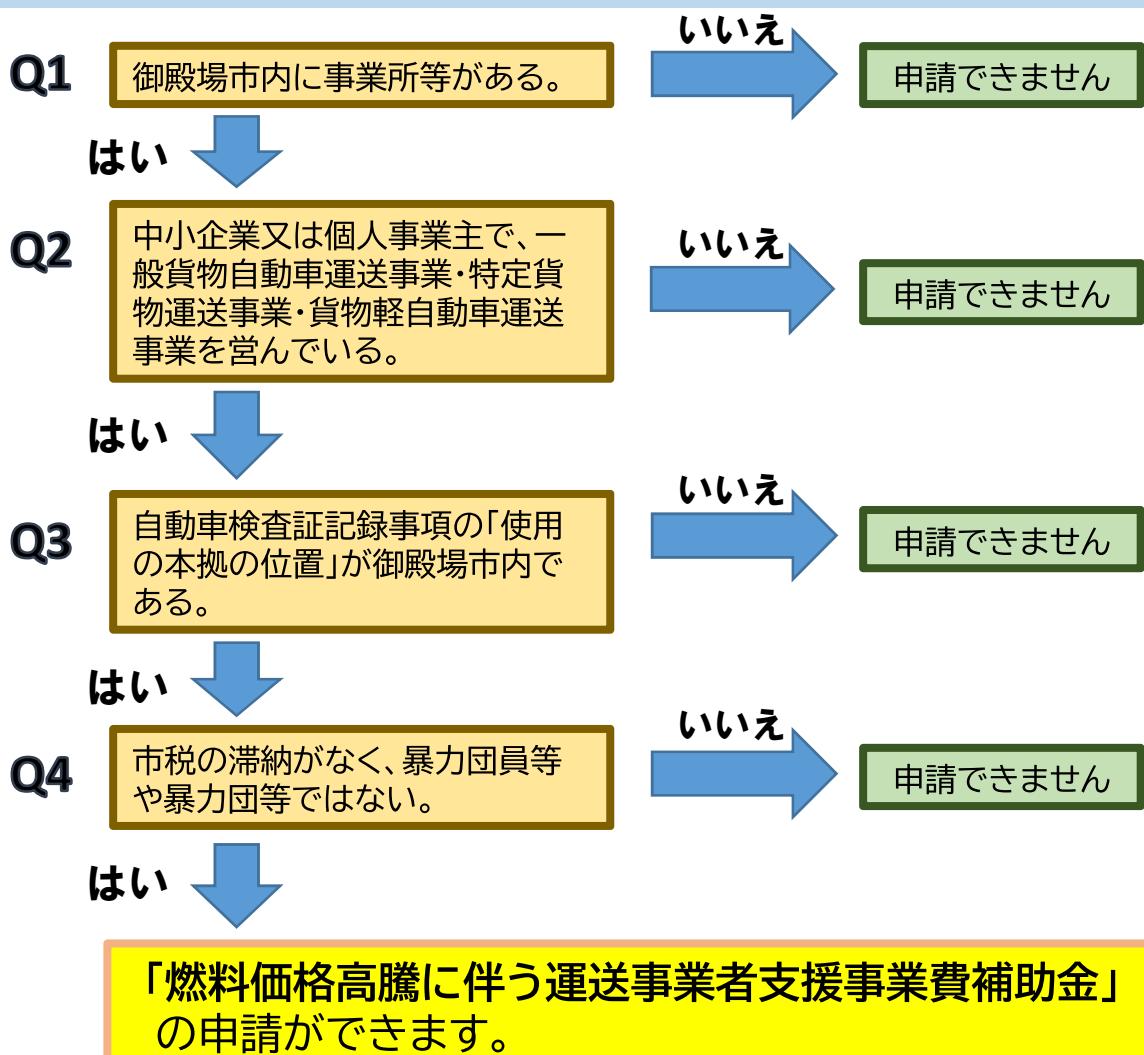
- ・商工振興課窓口又は郵送にて申請をお願いします。
- ・申請書類は返却しませんので、必要書類はコピーをお取りください。
- ・3/31(火)までに申請をお願いします。

郵送

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

御殿場市役所商工振興課 に送付してください。

# 申請に係るフローチャート



※交付を確約するものではありませんのでご注意ください。

## 提出書類

### 1. 申請書(様式第1号)

※市HPからダウンロードしてください。Wordデータが必要な場合はご連絡ください。

### 2. 貨物自動車運送事業法に基づく許可等を受けていることがわかる書類の写し

### 3. 市内事業所等で管理・運用する車両の一覧及び自動車検査証の写し

### 4. 自動車検査証記載事項の「使用の本拠の位置」がわかるもの

## 問い合わせ先

御殿場市役所商工振興課（市役所東館4階）

TEL：0550-82-4683 E-mail：shoukou@city.gotemba.lg.jp

※申請に際し、不明な点がある場合は事前にお問い合わせください。  
平日午前8時30分～午後5時15分